

施策の展開 VI「国への働きかけ」

～「沖合・遠洋漁業の経営安定と水産物の流通における安全・安心の確保、
そして広域資源管理へ向けた地域要望の発信」（条例第8条第2項関係）～

【取組状況・成果】

政府要望、全国知事会、北海道・東北自治協議会等を通じて、随時国への要望活動を行いました。

1 国際的に対応が必要な取組について

イ 本県はノリ養殖業が盛んであり、全国的にもノリの主要な生産県となっています。ノリには輸入割当制度（IQ制度）が設けられていますが、この制度が撤廃された場合は、本県ののり養殖業の衰退を招く恐れがあることから、輸入割当制度の堅持について要望を行いました。[水産業振興課]

ロ WTO（世界貿易機関）交渉では、漁業補助金制度の規律作成や撤廃が提案され、議論となっていますが、漁業補助金は資源管理や漁村振興に貢献しており、今後も必要であることから、WTO交渉において一律に排除されないよう要望を行いました。
[水産業振興課]

ハ 本県の基幹産業である遠洋まぐろはえ縄漁業は、国際的な資源管理の強化や世界的な漁獲能力増大による資源状態の一層の悪化等により深刻な状況が続いています。

この極めて厳しい経営環境にさらされている本県漁業の維持存続を図るため、関係する道県と連携のもと、資源及び漁業管理体制の推進、国際競争力強化対策の推進、金融対策等の拡充強化、カツオ・マグロ類の魚価安定対策の推進、国際漁場と安全操業の確保、ついて強く要望を行いました。

また、宮城県では、長年にわたりまぐろはえ縄漁業等で漁獲されるサメ類を多様に活用していますが、ワシントン条約により、一部のサメ類を対象に、科学的根拠がないまま取引規制が強化されていることから、十分な科学的根拠に基づくものにするるとともに、不当な規制が拡大されないよう国に対して要望しました。

[水産業振興課及び水産業基盤整備課]

ニ 沿岸小型捕鯨は、商業捕鯨モラトリアムの継続により、存亡の危機にあります。

このような中、平成18年6月に開催された第58回国際捕鯨委員会（IWC）年次会議において、IWCが本来果たすべき機能の正常化を求めた「セントキッツ・ネービス宣言」が採択されたことは、鯨類の持続的な資源利用を推進する国にとって歴史的な一歩であり、これを契機として沿岸小型捕鯨の早期再開に向けた更なる取組が求められています。

このことから本県は国に対して、科学的な根拠に基づいた鯨類の持続的な利用を強く主張し国際的な理解を得ること、また、鯨類と漁業との競合問題等を解決するため、周辺海域での捕獲調査の充実を図り、石巻市鮎川等を基地とする沿岸小型捕鯨の再開を実現することを要望しました。[水産業基盤整備課]

2 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について

現行の食品表示については「食品衛生法」、「JAS法」等多数の制度があり複雑で分かりにくいことから、生産者・事業者及び消費者が理解しやすい食品表示制度を構築するとともに、輸入食品の安全検査体制の充実・強化を図るよう、関係省庁へ要望しました。

[水産業振興課]

3 広域的な資源管理が必要な取組について

我が国周辺海域の資源水準の回復のための漁業管理の強化について、国への働きかけを行いました。[水産業振興課]

4 水産加工原魚の安定的な確保について

水産加工業の安定的な発展のため、国産原料及び輸入原料の安定的な確保及び適正な原料価格対策の推進について、国への働きかけを行いました。[水産業振興課]

5 燃油価格高騰に関する対策について

漁業や水産加工業において、その経費の中でも大きな比重を占める燃油の高騰が経営に重大な影響を及ぼしています。また、包装資材等二次製品価格や輸送価格の上昇等、本県の中核的な水産都市では地域経済全体への深刻な影響が懸念されています。

このことから、漁業及び関連産業の維持存続と水産物の安定供給を図るため、燃油高騰に対応した抜本的な経営安定化策を講じるよう、本県業界団体と一体となって国へ強く要望しました。[水産業振興課]

〇まぐろはえ縄漁船減船と影響緩和対策について

(まぐろはえ縄漁業国際減船に係る緊急総合対策事業)

1 まぐろはえ縄漁船の国際減船と緊急総合対策事業の創設

国際的なまぐろ類資源管理規制の強化に伴い、我が国では平成21年に遠洋及び近海まぐろはえ縄漁船の減船を実施しました。宮城県内では、これにより遠洋・近海まぐろはえ縄漁船27隻が廃船されました。

減船による魚市場への水揚げの減少や地域関連産業に対する需要の減少等が避けられず、地域経済に深刻な影響を与えることが懸念されたことから、宮城県では国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、緊急的な経済対策を実施しました。

2 事業の概要

本事業では、水揚げの減少と地域経済への影響を緩和するため、魚市場への漁船誘致・水揚げ確保を目的に、各魚市場の卸売業者が行う水揚げ奨励金の給付に対して相当額の助成を行いました。また、漁船漁業者の経営改善と地域関連産業への影響緩和対策として、減船漁業者が行う債務整理の一部に対して助成を行いました。

1) 水揚げ奨励金(対象期間:平成21年7月から平成22年3月まで)

- ① 漁船誘致対策事業(まぐろはえ縄漁船水揚げ奨励金) 67,200千円

対象漁業種類:遠洋・近海まぐろはえ縄漁業

助成額:水揚金額の0.7%以内

- ② 水産物誘致対策事業(陸上輸送経費助成) 17,000千円

対象魚種:マグロ類,カジキ類,サメ類

助成額:上場1㌢あたり5,600円

- ③ 関連産業経営支援対策事業(水揚げ奨励金) 48,300千円

対象漁業種類:他県漁船による水揚げが多い次の漁業種類

かつお・まぐろまき網漁業,さば・いわしまき網漁業

さんま棒受網漁業,大目流し網漁業,かつお一本釣漁業

助成額:水揚金額の0.2%以内

2) 水産関連産業影響緩和支援

- ① 地域関連影響緩和対策事業(地域債権者対策) 67,500千円

助成額:減船1隻あたり2,500千円以内

3 事業の成果

近海まぐろはえ縄漁業については、今回の減船によって水揚げ隻数及び数量は、前年度比75%に大きく減少することが危惧されましたが、水揚げ隻数を88%、水揚げ数量を97%に維持するなど、水揚げ奨励金による一定の成果が認められました。また、陸送についても、全国的に水揚げが減少している中、過去3カ年の平均値を上回る1,633㌢が確保されました。連鎖倒産に対する一定の抑止効果として機能したほか、雇用維持などの様々な面で一定の成果があったものと考えています。



(水産業振興課)

